

衆議院 内閣委員会 議 録 第一 号

本国会召集日(平成六年一月三十一日)(月曜日)
(午前零時現在における本委員は、次のとおりである。)

委員長 左藤 恵君

理事 大石 千八君 理事 近岡理一郎君
理事 虎島 和夫君 理事 渡辺 省一君
理事 田口 健二君 理事 中島 衛君
理事 高見 裕一君 理事 貝沼 次郎君
池田 行彦君 唐沢俊二郎君
栗原 博久君 近藤 鉄雄君
佐藤 信二君 橋 康太郎君
野田 毅君 藥梨 信行君
原田昇左右君 池端 清一君
石井 智君 大出 俊君
北沢 清功君 渡部 恒三君
宇佐美 登君 園田 博之君
弘友 和夫君 山田 英介君
柳田 稔君 松本 善明君
大石 正光君

平成六年三月二十五日(金曜日)委員長の指名で、
次のとおり小委員及び小委員長を選任した。
恩給等に関する小委員

相沢 英之君 池田 行彦君
唐沢俊二郎君 佐藤 信二君
虎島 和夫君 石井 智君
田口 健二君 中島 衛君
園田 博之君 山田 英介君
柳田 稔君 松本 善明君
大石 正光君 虎島 和夫君
恩給等に関する小委員長
在外公館に関する小委員
近藤 鉄雄君 橋 康太郎君
近岡理一郎君 藥梨 信行君
渡辺 省一君 池端 清一君

田口 健二君 中島 衛君
高見 裕一君 貝沼 次郎君
柳田 稔君 松本 善明君
大石 正光君 中島 衛君
在外公館に関する小委員長
地域改善対策に関する小委員
大石 千八君 栗原 博久君
佐藤 信二君 近岡理一郎君
野田 毅君 北沢 清功君
田口 健二君 渡部 恒三君
宇佐美 登君 弘友 和夫君
柳田 稔君 松本 善明君
大石 正光君 田口 健二君
地域改善対策に関する小委員長

平成六年三月二十五日(金曜日)
午前十一時開議

出席委員

委員長 左藤 恵君

理事 大石 千八君 理事 近岡理一郎君
理事 虎島 和夫君 理事 渡辺 省一君
理事 田口 健二君 理事 中島 衛君
理事 高見 裕一君 理事 貝沼 次郎君
唐沢俊二郎君 栗原 博久君
近藤 鉄雄君 佐藤 信二君
橋 康太郎君 野田 毅君
藥梨 信行君 福永 信彦君
池端 清一君 今村 修君
北沢 清功君 宇佐美 登君
園田 博之君 藤村 修君
前原 誠司君 弘友 和夫君
山田 英介君 柳田 稔君
松本 善明君 大石 正光君

出席國務大臣

國務大臣
(内閣官房長官)

武村 正義君

出席政府委員

國務大臣 (國務庁長官) 石田幸四郎君
國務大臣 (防衛庁長官) 愛知 和男君
内閣官房内閣外
政審議室長 谷野作太郎君
兼内閣総理大臣
官房外政審議室
長 石倉 寛治君
内閣総理大臣官
房審議官 石和田 洋君
内閣総理大臣官
房管理室長 池ノ内祐司君
総務庁長官官房
長 稲葉 清毅君
防衛庁長官官房
長 宝珠山 昇君
外務大臣官房審
議官 竹内 行夫君
外務省総合外交
政策局国際社会
協力部人権難民
課長 國方 俊男君
外務省欧亜局口
シヤ課長 西田 恒夫君
内閣委員会調査
室長 松村 淳治君

委員の異動

一月三十一日

補欠選任
江田 五月君

同日

補欠選任
山田 宏君

三月十四日

補欠選任
相沢 英之君

原田昇左右君

同月二十五日

補欠選任
池田 行彦君

石井 智君

山田 宏君

同日

補欠選任
池田 行彦君

今村 修君

前原 誠司君

同日

藤村 修君

山田 宏君

三月二十四日

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第
八号)
同月一日
抑留者団体に対する差別行政の是正に関する請
願(伊東秀子君紹介)(第六五号)
は本委員会に付託された。

二月二十八日

内閣総辞職または衆議院解散に関する陳情書
(大分県速見郡日出町三四四一竹光秀正外千四
百二十六名)(第一号)
国旗・国歌の法制化に関する陳情書(金沢市広
坂二の一石川県議院内大幸甚)(第二号)
サマタイム制度の導入に関する陳情書(名古屋
市中区三の九三の一の二愛知県議院内小田悦
雄)(第三号)

国民の祝日海の日制定に関する陳情書外一件
(大阪府松原市阿保一の一の一松原市議会内池
内和夫外一名)(第四号)
元植民地出身戦争犯罪者への拘禁服役期間中に

おける救済補償に関する陳情書(宮崎県宮崎郡佐土原町大字東上那珂一三八〇七の八林水木(第五号))

政教分離の原則の厳守等に関する陳情書外一件(福岡市中央区渡辺通四の五の一松井敏郎外一名(第六号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

国政調査承認要求に関する件

小委員会設置に関する件

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

○左藤委員長 これより会議を開きます。

まず、国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

国政に関する調査を行うため、本会期中行政機構並びにその運営に関する事項

恩給及び法制一般に関する事項

公務員の制度及び給与に関する事項

栄典に関する事項

以上の各事項について、衆議院規則第九十四条の規定により、議長に対して承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○左藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○左藤委員長 次に、小委員会設置の件についてお諮りいたします。

恩給等調査のため小委員十三名からなる恩給等に関する小委員会

在外公館にかかわる諸問題を調査するため小委員十三名からなる在外公館に関する小委員会

地域改善対策調査のため小委員十三名からなる地域改善対策に関する小委員会

をそれぞれ設置することとし、各小委員及び小委員長の選任につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○左藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

小委員及び小委員長は、追って指名の上、公報をもってお知らせいたします。

なお、小委員及び小委員長の辞任の許可及び補欠選任につきましては、あらかじめ委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○左藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○左藤委員長 次に、内閣提出、恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。石田総務庁長官。

恩給法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○石田総務大臣 ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額及び各種加算額を増額すること等により、恩給受給者に対する処遇の適正な改善を図ろうとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

この法律案による措置の第一点は、恩給年額の増額であります。

これは、平成五年における公務員給与の改定、消費者物価の上昇その他の諸事情を総合勘案し、恩給年額を、平成六年四月分から、一・八三%引き上げようとするものであります。

第二点は、寡婦加算及び遺族加算の年額の増額

であります。

普通扶助料に係る寡婦加算については、公的年金における寡婦加算の年額との均衡を考慮して、その年額を、扶養遺族である子を二人以上有する妻にあつては平成六年四月分から二十五万一千三百円に、同年十月分から二十六万一千八百円に、扶養遺族である子を一人有する妻及び扶養遺族である子を有しない六十歳以上の妻にあつては平成六年四月分から十四万三千六百円に、同年十月分から十四万九千六百円に引き上げようとするものであります。

また、公務関係扶助料に係る遺族加算については、戦没者遺族等に対する処遇の改善を図るため、その年額を、平成六年四月分から十二万三千九百円に、同年十月分から十二万九千九百円に、傷病者遺族特別年金に係る遺族加算については、その年額を、平成六年四月分から七万七千五百五十円に、同年十月分から八万三千五百五十円に、それぞれ引き上げようとするものであります。

このほか、傷病恩給等に係る扶養加給の年額の増額等所要の改正を行うこととしたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○左藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○左藤委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。栗原博久君。

○栗原(博)委員 新潟二区の栗原です。

先ほど本会議で金泳三韓国大統領が「友情と協力の新歴史を目指して」と題して演説をされたわけでありまして、私は大変感銘深く拝聴しました。

そして朝鮮半島の統一が切なる願いとして、身にしみて改めて感じたわけでありまして、しかし、こういう現状の中にありまして、北朝鮮が国際原

子力機関の査察の一部を妨害しているということとで二十一日国連安保理事会に再付託されておりますし、米韓両国の合同演習チームスピリットがこの四月に実施されるなど、またパトリオットが韓国に配備されるというようなことで大変緊迫している情勢下にあると思うのであります。

このような情勢におきまして、自衛隊員の任務と士気高揚は我が国防衛にとって極めて重要であり、その頂点におられます防衛庁長官は厳肅にその職務遂行が求められている時期だと思っております。特に自衛官は、法令の中におきまして、命令に背くことはできない、またシビリアンコントロールによって指揮官の意図に肅々と従って行動するということでありまして、

そこで長官にお聞きしたいのですが、新聞報道によりますと、日米安保条約の地位協定で一般の方々が入ることのできないと言われている米軍基地の使用、原則禁止されておられるわけですが、この前、米軍の厚木基地で、たしか三月十八日でしたか、藤井裕久大蔵大臣が和大市内の後援会約三百名を集めまして、要するに集めるということとは、次なる衆議院選挙を意識しての会合だこれはだれでもわかることだと思っておりますが、これに対して国民もまたマスコミも、地位協定違反の疑いがあるということとで非難しております。

また、去る二月四日と七日ですが、防衛庁の航空自衛隊の築城基地と宮城県松島基地の間において、四名の航空隊員がこの間約一千キロを航法訓練と称して飛行して、そのうち三名が同僚の結婚式に出たということとまたそのモデルが問われているわけでありまして、長官は、このような藤井大蔵大臣の米軍基地使用の問題、あるいはまた自衛隊員の結婚式の往復における自衛隊機使用についてどのようにお考えであるか、ちょっと御所見を承りたいと思っております。

○愛知国務大臣 米軍の基地の問題に関しましては、米軍の基地の方々も地域の住民との融和を常に心がけていただいております。いろいろな機

会に地域住民との交流の場を設けているわけでご
ざいます。それに地域の住民の方々もこたえてい
るわけですが、今回の報道されました藤
井大蔵大臣のその件に關しましては、どうい
う事情でそういうことになったかということ
はよく承知しておりますので、コメントを
することはできません。コメントをすることは
ちよつとできないわけですが、行き過ぎが
あったとすれば大変残念なことではござい
まして、そのことにつきましては、そういうこ
とのないようにしていかねばならない、この
ように思っています。

また、隊員の訓練の機会に友人の結婚式に出た
という件につきましても、これは聞くところによ
りますと、そもそも最初から結婚式があるとい
うことで飛行機に乗って訓練に行ったというこ
とでも、むしろ逆で、せつかく来るならそれじや
出てくれ、こういうようなことで後から結婚式の話
があつて、それではということが出た、こうい
うことと聞いておられます、そのこと自体は特に違
反のことではないとは思いますが、しかし、誤解
を与えようとする行為となると、これは決していい
ことではないと思ふので、そういうことのない
ように注意をしまいたつたわけでありまして、こ
れからもそういうふうな対応をしていきたいと考
えております。

○栗原(博)委員 今の解釈にはちよつと不満もあ
りますが、そのとおりだと思ひます。

自衛隊法は、国家公務員法に比べてましてさらに
隊員並びに防衛庁の職員に対して輪をかけてよう
に厳しく、特に政治的中立を求めているわけであ
るわけですが、自衛隊法第六十一条では政治的行
為の制限、そして同法の施行令第八十六条では、自
衛隊員の個々の禁止項目まで実は厳しく定めてお
るわけでありまして、選挙権の行使以外には厳に戒
められているわけでありまして、これは御承知と思
ひます。そこで、当然そのトップに立たれる防衛
庁長官は、その規範を示さなければならぬ立場であ
ると思ひます。

そこで、官房長お越しでしょうか、ちよつと
聞きますが、愛知防衛庁長官は、この三月十二
日にどちらに出張されましたか。

○宝珠山政府委員 十二日は小松基地並びに輪
島基地を視察しております。

○栗原(博)委員 小松基地と輪島分屯地を長官
が視察されておりますが、この出張の決定をされ
たのは事務方の方針でしょうか、それとも長官み
ずからの下命によつて決定されたものでありま
しょうか。官房長にお聞きします。

○宝珠山政府委員 経緯について申し上げま
すと、一週間前の五日に佐渡のレーダーサイトを
土曜日にありますが、視察したいと思ひます。

その際、現在、先ほど先生御指摘ございま
したような周辺の環境のもとで、緊張して、かつ雪
深い、ある意味で僻地でありますところで勤務
しております隊員をじかに励まして、あるいはそ
の愛情をまじかに把握したいという御希望がござ
いまして、月曜日の七日に日程を調整するように大
臣から御指示をいただいたものであります。

○栗原(博)委員 じゃ、大臣の御意思、大臣の意
向を酌み取つたということですね。

おたくからの提出資料を見ますと、我が新潟
県の佐渡分屯地に五日の日に大臣はお見えにな
つて、隊員の士気高揚、いろいろ、二十四時間レ
ーダーサイトにおける任務というものを激励され
ておりますが、これを受けて決めたわけですね。
どうでしょうか。

○宝珠山政府委員 先ほど申し上げましたとお
り、佐渡に参りまして、佐渡と輪島とは中部航空
方面の隷下に同じくございまして、日本海側を
二十四時間体制でウオッチしている、緊張して
いるレーダーサイトの一つでございまして、小松
基地は、このレーダーサイトと連携しながら領空
侵犯の態勢に二十四時間同じく待機しているもので
あります。

○栗原(博)政府委員 私がお尋ねしておるのは、
あなたは小松基地とおつしやつたけれども、長
官は輪島に行くためにそういうことを指示され

たのでしょいか、あなたの今のお話は、どうなん
ですか。

○宝珠山政府委員 航空基地とレーダーサイトと
はベアといひますか、セツトで平時の警戒行動を
行つていられるものでございまして、輪島に参り
ますに当たりますとも、通路としての小松という
ものもございまして、そういうことで小松、輪島
というものが一つのルートとなつたということ
でございまして。

○栗原(博)委員 それだけ愛知長官は国防事情に
ついては御精通である。要するに、特にレーダー
サイト等について深い知識を持つていられると思
うのです。

では、長官にちよつとお聞きしますが、愛知長
官は佐渡に参られた。あなたの今までの視察を見
ますと、土日というのは余りない。けれども、習
志野におけるパラシュート部隊の出初めのような
一般公開のときとか、あるいは日米共同演習の上
富良野基地の問題とか、あるいはまた防衛大学
校とか江田島の幹部候補生の卒業式、要するに
いつでも土日に行かざるを得ないところに行つて
いらつしやる。佐渡は土曜日に参つていらつし
やるけれども、それは、レーダーサイトというこ
とで二十四時間勤務である。特に佐渡は荒波の高
いところでありまして、そういう遠隔の地のような
ところで頑張つておられる、そこに特に土曜日を
選定していらつしやつたと思ふのです。

それで長官にお聞きしたいのですが、佐渡に
行つて、事務方にいろいろ話を聞くと、そういう
ことで認識が新たになつて、輪島とか小松もぜ
ひ佐渡の関連で行つてみたい。五日に行つて七日
に決定するわけですか。二日しかないわけでは
ない。輪島とか小松を指定する限り、その決定す
る何かの要因がやはりあつたと思ふのです。

同じようなことで見ておられますと、佐渡のレ
ーダー基地の周辺には、それでは、佐渡周辺のレ
ーダー基地の名前をちよつと私にお聞かせくだ
さい。輪島には、佐渡と同じように、第二十三警
戒群があるわけですね。あなたはそこにいらつ

しやつたわけですね。当然行けば、防衛庁長官であ
りますから、やはりいろいろ深く視察してまい
つたと思ふ。だから、佐渡にいらつしやつたから、
佐渡の隣の北の方のレーダー基地の名前はわか
りますか、場所はどこにあるか。

○愛知国務大臣 佐渡の北ですか、北にある……
(栗原(博)委員「そうです」と呼ぶ) 佐渡の北に
あるレーダー基地はどこか、ちよつと詳細にわか
りません。

○栗原(博)委員 私は官房長に聞いてない。私は
長官に聞いています。要するに、小松、特
に輪島に行くという目的は——佐渡にあなたが行
つて、レーダーサイトの問題、特にこういう朝
鮮問題、いろいろあると思ふのです。そこで、あ
なたは小松、輪島をわざわざ二日後に指定をして
いる。事務方から聞くと、こういう佐渡の関連が
ある。あなたがそこまで輪島を指定する以上、当
然佐渡の周辺のレーダーサイトぐらいは頭にある
はずだと思ふのです、あなたが指定していらつ
しやるんだから。

それで、もう一度私があなたにお聞きしたいこ
とは、佐渡周辺の、例えば佐渡の隣には加茂レ
ーダーサイトが秋田の男鹿にあります。それで、そ
の奥には大湊、むつにあるわけですね。あなたが
いらつしやつた輪島の南には経ヶ岬のレーダーサ
イトがある。そういうものをすべて熟知して、や
はり日本の国防を預かる大臣ですから、それ
くらいわかつてこの輪島の場所を指定したと私は
思ふのです。それで、私はそのことを今お聞き
したかったわけですね。

○愛知国務大臣 佐渡より北というものは、私の頭
の中には朝鮮半島のいろいろな状況、日本海のい
ろいろな最近の国際状況、そういうものの認識が
ございまして、佐渡というのはいわば一番北側
であつて、そういうような状況の中で視察する
という佐渡より南だという認識が基本的にある
という佐渡より南だという認識が基本的にある
という佐渡より南だという認識が基本的にある
という佐渡より南だという認識が基本的にある

ませんできたけれども、南の方に關してはござい
ません。

ます。

そういう中で、せんだつての北朝鮮が撃ったと言われるノドン一号というものの落ちた場所、その他いろいろ総合的に判断しますと、まずこの辺から視察をするというのが一番大事だろうという私の判断でありまして、佐渡を視察してから指示したことはそのとおりでございますけれども、あの辺を視察しなきゃならないという頭は前から持っております。

○栗原(博)委員 一國の防衛庁長官でありますから、当然佐渡、輪島を見ましたら、その周辺のレーダーサイトがどこであるかぐらいはやはり認識していただきたいと私は思うのです。

問題は、なぜ七日の日に、本来、長官が現場を見なさる場合は、やはり事務方がいろいろセレクトして、選んでおきまして、そして長官の希望に合わせてやるということが過去の通例である、慣例であるというふうになっております。あなたは、五日の日に佐渡から帰ってくるなり、七日の日に小松を指定、そこに行くということの意図を私ははかり知れないから今お聞きしてみたいのです。

それで、次に長官にお尋ねしますが、今石川県で、長官が十二日に視察に行かれた石川県で、我々政治家が最も、みずからのごさいますから、関心のあることでありますが、長官、今石川県で何かあるか、どういう事態であるか、御存じでしたらちょっとお聞かせください。

○愛知国務大臣 知事選挙が行われていると承知しております。

○栗原(博)委員 そうですね。長官、確かに長官は、たしかこの二月四日告示の二十日投票の長崎県知事選挙に、地元に入っているらしいやいますね。そのときは、高田現知事の応援に行かれて、政務で行っていらつしやる。そして、そのころは、長崎県下いろいろ自衛隊の基地がございまして、私の見聞の限り、寄っていないように感じております。過去、先ほども言いましたけれども、現職の長官が基地とか駐屯地などに選挙のさなかに立ち寄って、隊員や自衛隊OBにさもありなん

というふうな印象を与えることは今までなかったと伺っております。二月五日土曜日ですか、長官は、先ほど言ったとおり、長崎には政治家の常識の中で私は行ったと思ひます。

ところがあなたは、自衛隊の公休日であります三月十二日、土曜日ですよ、羽田発八時五十分の飛行機で、内部部局の坂野審議官を初め五名、幕僚監部の村木幕僚副長初め一名、計七名ですか、伺ったところですが、知事選挙のさなかに石川に入られる。石川県下に何人の自衛隊員がおられるかというふうによつと私調べましたところ、約三千二百二十名、当然それに対するやはり隊友会、OB等多くの方がおられるわけですが、そのとき、あなたが小松空港に着かれたとき、その姿を見まして自衛隊員はどのように考えるか、自分の、みずからの親方が来るわけですから、どのように考えるか、あるいはまた自衛隊OBは何を連想するか。これは、選挙をやっている者は常識としてわかるわけでありまして。

それで、自民党は、我が党は石川弘候補を、連立側は谷本候補を、要するに一騎打ちのさなかでありますから、新進党の大臣が何のために金沢入りしたかということ、多くの方が疑念を持っておられます。特にあなたは、就任以来、先ほど申しましたけれども、土日というのはどうしても行かなければならぬところ以外に行っていないはずで、土日には、大学の卒業式の日とかあるいは日米共同演習でどうしても平日できないところとかは別として、なにになぜこのようなことで、公休日であるにもかかわらずそこにやはりあなたが行かなければならぬという、どう見ても土曜日出席する理由がかなっていないと思うのですよ、その日程は。

それで、地元の方々の話を聞きますと、私も、実は私の職員というものも自衛隊出身が多いので、金沢の方の自衛隊に入っていた者もおりますので、電話をいろいろかけてみますと、自衛隊員の一部は、長官のお出ましは不見識である、このように申しております。

それで、長官にお聞きしますが、この件についてどのようにお考えでございますか。

○愛知国務大臣 土曜日にいったということに御触れでございますが、私は、明日土曜日でございますが、明日は横須賀へ参りまして潜水艦に乗りまして、潜水艦の乗組員激励と同時に部隊視察をいたします。これも、私は二十五万人の自衛隊の総指揮官でございますから、この自衛隊の隊員を掌握するというのが任務でございます。それがシビリアンコントロールの原点だと思っております。したがって、長官室に座っていたのではそれが目的が達成できません。一人でも多くの隊員、しかも先端で頑張っている人たちと触れ合うということが大事だ、こう思っております。

一方、国会の開会中でございますから、なかなか予定がとれない、こういう中で、ぎりぎりの調整の中でそういう行動をしてきているわけでございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

知事選挙が行われているということを承知はいたしておりますが、私の頭の中は、知事選挙は確かに地域の方々にとって大事かもしれないけれども、私は国の安全保障、国の安全をどう守るかという責任者でございますから、そのことで頭がいっぱいでございまして、そのことで行動してきただけでございます。ぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

○栗原(博)委員 二十五万人の頂点であられます。と同時に、我が国は平和国家であります。その頂点にあられるということで、やはり自衛隊法というものを厳密に守ってもらわねばならぬと思うのです。要するに、政治的に中立であらねばならぬ。長官はそれを踏み越えていると私は思うのであります。

それで、あなたは幹部と輪島の駐屯地までヘリコプターで飛んでいる。それはいいと思うのです。ね。榮誉礼とか訓示はされてないようですが、しかしながら、今までの長官の過去の視察によると、大体一カ所で終わっている。あなたは小松に約三

時間、四時間いて、今度はヘリコプターで輪島まで飛んでいる。また帰ってきて、夜大臣招宴をやっているわけですか。そして、翌日十三日には選挙事務所に行っております。

これは事務方にちよつとお聞きしたい。官房長にお聞きしますが、大臣招宴というものは経費の負担はどうなっているか。それからもう一つ、時間があるから、招宴の席になぜ地方連絡部の総務課長までが出なければならぬか。当時の出席メンバーを見ると、やはり司令が出ている。副官も出ない。それなのに、一小さな、定員二十名の地方連絡部の総務課長、要するに自衛隊をやめたOB等とのいろいろ連絡役、あるいはまた自衛隊員を勧誘する地方連絡部の一課長までなぜ招宴に出なければならぬかということをお官房長にお聞きします。

○宝珠山政府委員 大臣が出張いたしました場合、時間が許される場合には、近在の部隊の指揮官などを招いて大臣と懇談をいたしたいと思ひますが、これはその会合の世話役として出席いただいたものでございます。

○栗原(博)委員 そうですか。連絡部の総務課長が世話役。それほど小松基地の事務方はお粗末なんでしょうか。明らかに翌日十三日、長官は谷本陣営に激励に行っている。その際、マスコミ等に聞けば、OB等が陳情も受けながら行っていると言っている。私、この招宴の席になぜこの地方連絡部の総務課長まで呼ばねばならぬのか、そこに選挙のおいがぶぶん入っているのではありません。それについて長官からもう一度お聞きしたいと思ひます。

○愛知国務大臣 前の週に佐渡に行きましたときに、新潟で同じようなことを前の日にやりました。そのときも同じようなメンバーで、これは新潟でございましてけれども、連絡部の人もおりましたし、同じようなメンバーでやっております。極めて普通のことであると思ひます。

○栗原(博)委員 官房長、ちよつとお聞きします。

長官が、通例、各出先に行きますと、連絡部の一課長までお呼びになりますか。

○宝珠山政府委員 小松基地のある小松市と宿舎のある金沢市との距離はかなり離れております。小松基地には千数百の人間がおります。確かに地方連絡部は小さな世帯ではございます。しかし、この種のことは手なれていられるものでございまして、金沢市に所在の機関でございしますので、最もふさわしいことになるかと思ひます。

○栗原(博)委員 私、官房長にお聞きしているのは、通例連絡部をお呼びになるか、一課長をお呼びになるかと。それから、例えば新潟の場合は、新潟には自衛隊の基地がありませんから、便宜上新潟には連絡部はありますからそういうことがあるかともわかりませんが、私は、一般的に過去の事例からいって、そういうふうに一地方部の部長、あるいはまた課長をお呼びかどうかということをおなかに、官房長にお聞きしてあるんです。

○宝珠山政府委員 世話役としては、通常大臣がおいでになりますと、総務課長とか総務係長とかそういう者が行かうのが通例でございまして。それを招宴に呼んだかどうかということになりますと、御指摘のように、大臣が直接お呼びするに少し難解であるということでありまうればあるかと思ひますが、招宴を行います場合には、必ずこの種の世話役がいることははっきりと申し上げられます。

○栗原(博)委員 私は、世話役は宴席の外でも十分勤まると思ひます。一國の防衛庁長官の招宴の席に、当然自衛隊は階級制度の厳しいところでありまうから、それが連絡部の一課長がなぜそこに席を同席したかということ、考えればまた過去の例にも余りないはずですから、私はちよつと御質問してまいりました。

今度長官にお聞きしますが、このように、国民が見ましても我々が見ましても、過去になかったような中での御出張であられるように思ひます。十三日は政務ということで谷本陣営の方においでになっておりますが、こういう長官の公務と政務

をぢやませにしたような感じを私は受けてならないのでありますが、国民からいろいろひんしゅくを買つておる、あるいはまた隊員からもやはりどういふことかという疑問を持たれてゐる。この長官の視察についてもう一度、特に公務員のかみと言われている自衛隊員でありますから、その長官のお考えとしてひとつお聞きしたいのでありますが、どのように本當にお考えになってゐますか。

○愛知國務大臣 まさに私も、そのことは非常に大事なことだと思ひまして、公私の混同、これは政治家としてのまず原点でありますし、これをしなくてはならないということは政治家としての原点だと思ひます。また、防衛庁の長官という職柄からいひまして、これは厳密に、その辺は誤りのないようにならなければならぬ、そういうことで私は就任以來行動してきたつもりでございまして、そのことについてはきちつと対応してきたつもりでございまして。厳しく対応してきた、私自身何ら指弾をされるようなことはしてこなかつたと自信を持って申し上げることができまう。

○栗原(博)委員 私も極めて遺憾に思ひます。ありますが、指弾をされることは一つもない。私はやはり、常識的に考へても、過去の長官の視察をお聞きしている範囲では、常識を逸脱してゐる。かつての中西長官も、やはり長官が辞任までされ、その後あなたに長官に就任されたわけですから、そういう不祥事態、要するに、それは見解の解釈の中で辞任されたという解釈もありまうけれども、しかし、少なくとも一國の二十五万人の防衛庁の自衛隊職員の頂点がある種の発言によつて辞任を迫られたということは、我が國の防衛上極めて遺憾なことである。

さらに、そこに輪をかけたように、半年もしないうちにあなたがこのような華に出たことは、私は國政の一端に参画する者として、極めて義憤にたえまません。それを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうござい

では、次に恩給の問題について、時間がございませぬのでかいつまんで御質問させていただきますが、長官にお聞きします。平成六年度の恩給改善に当たつての基本的な考へ方を、ちよつと短く申しわけありませんか、お聞きしたいと思ひます。

○石田國務大臣 お答えを申し上げます。これはもう栗原先生御承知のとおりでございまして、平成六年度の恩給改善の問題は、これまでと同様に、この恩給が國家補償的性格を有するものでございまして。同時にまた、恩給の実質的な価値をこれは保持して支給しなければならぬ、そういう問題を考へながら、いわゆる公務員給与の改定の問題とか物価の問題等を総合的に勘案して、その実質的な価値を保障する、こういう角度で行つてゐるところでございまして。

○栗原(博)委員 私は、過去二回この席で恩給の關係法案について御質問しておるわけですが、先々回も石田總務庁長官から、過去の自民黨の施政を重視しながらこの恩給の問題を踏襲していくというふうな考へをお聞きして、安堵をいたしたわけですが、こういう恩給は國家補償の精神を堅持する、これは前提だと思ひます。特に恩給四団体、常にこれは陳情を申し上げておるとおりであります。

ところが、主義主張が異なります七党一會派の連立の中で、特に日本新黨においては、何かお話をいろいろ聞くと、國家補償じゃない、社會保障でよい、そういうことを公然と主張しておるのであります。日本新黨といふと細川總理の所屬の會派ですが、長官はこのような考へに對してどう考へてございませうか。

○石田國務大臣 この問題については、いわゆる恩給法の長い歴史があるわけではございまして、私は、やはり恩給法が存続をする限り國家補償的な角度で行うべきである、いろいろなさまたまな社會的な変化もありまうけれども、しかし、恩給受給者はまさにこの恩給法の趣旨を受けとめて受給者になつておるわけではございまして、私

は、にわかに変更することはできない、このように思つておるところでございまして。

○栗原(博)委員 こういう連立政権になりました、今まではやはり恩給生活、きょうも韓國大統領が申されておりましたが、要するに、やはりこういう戦争の中における國家補償として、今後ともその姿勢をぜひひとつ堅持していただきたいし、また我々もその姿勢で協力せねばならぬと考へておるわけでありまして。

その中で、抑留者のことでちよつとお聞きしたいのでございまして、平和祈念事業特別基金ということで、時限立法ではございませぬが、今、平成五年の三月三十一日で平和祈念事業の慰勞金等を与えるのにストップがかかつてゐる。恩給では、約二十八万人のうち、恩給を受けていない抑留者がおられる、要するに十万人まだもらつていない方が、二十八万人のうち十八万人もらつていない方が、十万人有るはまだまだもらつていないわけですね。

ですから私は、重ねて何回も皆さんの方で教宣活動されたと思ひますが、この事業の趣旨がまだ徹底してないんじゃないかというところを一つ思ひます。

もう一つは、恩給をもらつてゐる人は、恩給をやつてゐるわけですから、當然軍歴票があるわけですから、皆さんの方では、どなたがシベリアの對象者であるかぐらいはわかると思ひます。今十二万人しかもらつていない。まだあと六万人ももらつていないわけですね。こういう人たちのひとつ救済を、まあ救済といひまうか、そういう人に銀杯等をお与え願ふというこの御配慮をひとつお願いしたいと思ひます。

それから、恩欠の方でございまして、恩欠は約百八万人の方がおられるということではございまして。約三十三万人の方しかこの平和祈念事業の中での書状が行き渡つていないということではあります。これは時限立法じゃないということでは受け入れてもらつておりますし、また、基金の運営委員會の審議に基づいてこの行為をされてい

る。ぜひこれも柔軟に対応して、やはり抑留の方々の、あるいはまた恩欠の方に対する御苦労にこたえる取り扱いをひとつお願いしたいと思ひます。要望でございます。

それからもう一つお聞きしたいのであります。恩欠の問題で、シベリアもそうでございますが、抑留も関連しますが、シベリアは一月月ブラスアルファだということですが、これもなかなか制度の改善は難しいかも知れませんが、先般エリツイン大統領が参られて、やはり過去の戦について真摯な姿で日本に対しても、特に抑留者に対してのわびを入れてくれるようでございますから、こういう点についての対応もぜひひとつ積極的にお取り計らいいただきたい。

きょうは外務省の方がお越しと思うのできょうとお聞きしたいと思うのですが、日ソ共同宣言のつとりまして国と国との間の求償権を放棄されたということになっているようです。今、ソ連抑留者は二つの派がある、相沢先生の派と、もう一つ山形の方の派があるようでございますが、そこにかつて五億円の基金を出してありますが、これはシベリア抑留者全体に出しているわけですが、片や解釈の違いによってそれをもらっていないということとで国会にいろいろ請願をしている方々がおられるようです。

そこで、国と国との間では求償権は終わっていますが、個人がロシアに対して、ソ連を受け継いでいるロシアに対しての請求権というのは残っているかどうかということをお聞きしたいのであります。

○西田説明員 お答えいたします。今の点につきましては御指摘のとおりでございますが、今、口問にも適用があります日ソ共同宣言第六項で国が請求権を放棄しておりますが、これは国家自身の請求権を除けば、いわゆる外交保護権を放棄しておりますので、国民がロシアあるいはその国民に対する請求権自身を放棄したものではありません。

○栗原(博)委員 わかりました。私は、シベリア抑留の方に対して、ぜひひとつ手厚い措置を賜りたいと思ひます。

最後でございますが、恩給制度もこうして戦後五十年近くたつておるわけでありまして、私が総務庁の方にちよつと資料をお求めしたところによりますと、今恩給の額、相対的な額が、一般会計に占める中で、例えば十五年前、昭和五十四年でございまして、一般会計の中で恩給の額は三・五二〇％である、その五年後は三・四一五％である、そしてその五年後の平成元年は二・八一四％である、本年度は二・二三五％であるわけですから、算の中に占める恩給の総支給額は低くなつていく。

要するに、戦後五十年もたつておりますから、関係者がお亡くなりになつた、あるいはまた配偶者の方でもお亡くなりになる。私は今、もうこの恩給制度というものは、あと残す月日も少なくなつてくるのであります。我が日本の国が、きょうの韓国大統領の演説でもおわかりのとおり、戦後の総決算、それにはやはり国家的犠牲になつた遺族の方々、あるいはまた軍人として従事された方々、軍属の方々、こういう方に、この国家予算の中に占める、一般会計の中に占める割合から見ても、私は、ぜひひとつ各団体が要望されておりますこの要望について迅速に対応していただきたいということをお石田総務庁長官にお願い申し上げます。

○左藤委員長 次に、松本善明君。
○松本(善)委員 今も問題になりましたが、恩給とも関係ありますシベリアの抑留者の問題をちよつと伺いたいと思ひます。

この戦後補償問題というのは非常に重要であり、抑留者団体が二分をされておられて、一つは全国強制抑留者協会、もう一つは全国抑留者補償協議会。政府は、全国強制抑留者協会に対して、財団法人の許可を与えるとともに、五億円の補助を出して、平和祈念事業特別基金の運営委員もその協会の人から人選する、こういう不公平な扱いをしているのではないかと。規模も事業も全国抑留者補償協議会の方が大きいと思ひます。公正な行政のために、全国抑留者補償協議会の戦後祈念事業の運営委員を交代制として、全国抑留者補償協議会からも人選するというような措置を検討すべきではないかと思ひます。

○石倉政府委員 お答えをいたします。抑留者についての団体が二つあることはよく承知いたしております。この件につきましては、まず、団体の補助をすることを私ども本来の目的としておるわけではございませんで、抑留者全体の皆様方になんか慰籍事業をするかという観点から物事を考えておりますので、そのまたまの具体的な措置として、ある団体に多額の金額が行つていくというところは起り得るわけでございますけれども、基本的には、私どもは、そういう意味で二つの団体を差別するというような不公平な扱いをしていくとは考えておりません。

○松本(善)委員 現実には不公平な扱いになつておるのです。それは引き続き検討してもらいたいと思ひます。
官房長官お見えでありますので伺いますが、金泳三大統領が来られて、きょうも本院で歓迎の行事も行われたわけですが、昨日、細川総理と金泳三大統領との間で第一回首脳会談が行われた。この会談の中で総理は、戦後補償問題について、サハリン残留朝鮮人問題と従軍慰安婦問題について触れたということが言われておりますが、具体的にはどういうふうに触れたのか、またこの問題は今後どのように進めるおつもりなのか、伺いたいと思ひます。

○竹内説明員 事実関係でございますので、まず申し上げます。
日韓関係に關しますやとりといたしまして、総理の方から、過去の歴史や真実を直視した上で日韓関係を今後多様化、国際化していくことが大切であると述べられた上で、サハリンに残留して

いる韓国人については、御苦労を思うにつけ、大変心が痛む、永住帰国の問題に関する支援策をできるだけ早急に具体化するべく、今後日本、韓国、ロシア三国の協議を進めていきたいということを申されました。

金大統領よりは、今やサハリンに残つておる方々はお年寄りになられておられることもあり、永住帰国のために努力を続けていただければありがたい、三国間で積極的に取り組んでいきたい、こういうお話がございました。
この点につきましては、現在永住帰国の希望等につきまして共同調査を先般一月に終えたところでございます。その結果等に基づきまして、支援策の具体的な内容について、今総理の発言にございましたような検討を行つていきたい、こういうことでございます。

それから、従軍慰安婦の問題につきましては、総理の方から、それに関連します措置につきまして目下鋭意検討中であるということをお言ひされまして、金泳三大統領からは特段のコメントはなかつたというふうに承知いたしております。
○松本(善)委員 官房長官、戦後補償問題全体についてであります。細川連立政権八党派による「連立政権樹立に関する合意事項」というのがあります。ここでは、「かつての戦争に対する反省を踏まえ、世界及びアジアの平和と発展のために協力することを、内外に明示する。」ということをお合意した。覚えておられるかと思ひます。

この具体化の問題なんです。細川総理は就任当初、さきの戦争について、侵略戦争、間違つた戦争だったと認識しているというのを記者会見で言われましたが、その直後の所信表明では、侵略行為と後退をし、侵略戦争を間違つた戦争発言、事実上撤回したような形になつておるのではないかと。これだと結局自民党政府と基本的に変わらないというふうに思ひますが、それでいいんでしょうか、官房長官。
○武村国務大臣 細川総理が侵略戦争、侵略行為といった表現を使われたのは、国会で再三答弁を

されてきました、さきの大戦において多くの人々に耐えがたい苦しみと悲しみをもたらした、この認識をこういふ表現で語られたということであり、したがって、恐らく総理のお考えは今もこの点に關しては変わりがないというふうに思っております。

○松本(善)委員 それは再々私も聞いていますのですけれども、要するに自民党時代と変わるのかどうか、この点について自民党時代と変わるものかどうかというのを伺いたいです。特に、戦争に対する反省ということが大事なんです。これはいろいろ問題が内外から指摘をされております。

具体的には、この問題について自民党政権と違ふ対応をするのかどうか。今までのところでは私は余り変わらないように思います。場合によってはもっと消極的になっているのではないかと、自民党時代よりも。

といふのは、例えば台湾の債務支払い問題、つまり台湾在住の元日本兵だった人々に対しての支払いの給与、軍事郵便貯金、恩給など確定債務の払い戻しの問題であります。この問題については、宮澤内閣のときには年内、去年のことです、ね、年内に結論を出したいということを九三年の六月七日参議院の予算委員会と谷野内閣外務委員会が答弁をしております。しかし、細川内閣のもとでは来年度予算に何の措置もないのです。台湾の債務問題、どうして昨年中に結論が出なかったのか、これはどういふ段階になっているのだからか。政府としては、いつごろまでにどういふ方向で結論を出そうとしているのか、具体的に

お答えをいただきたい、こういうふうに思います。○武村国務大臣 自民党時代というお話がございましたが、今データを持っておりませんが、自民党の昨今の歴代総理も過般の戦争についてはいろいろな表現で語っておられますし、侵略という言葉を使われた総理もたしかあったように思います。侵略の一面があったという意味ででしょうか。

細川総理は、総理の思いでこういう表現を使われているわけで、これは、国民の皆さんによってどう違うかというのは御判断をいただきたいというふうに思います。

戦後補償の問題につきましては、これももう総理も答弁してまいりました。サンフランシスコ平和条約や、あるいは二国間の条約その他条約等によって、歴代日本の政権が官々としてあの戦争の償いをするための努力を重ねてきたところでございます。それがまた国際法上もそれなりの認識をいただいているところでございまして、そういう過去の努力に立つて今日の政権があるわけであります。それから、この戦後補償に対する我が国の過去の努力、そのことはやはりきちと踏まえて我々も対応をしていかなきゃいけないというふうに思っております。そういう意味では、一番大きなプリシブルはむしろ変わっていないと申し上げたいのかもしれない。

ただ、御承知のように北朝鮮とはまだ国交がありません。これは賠償というよりも財産請求権といふに言えるわけであります。御質問の台湾については、国家の関係がこんな状況でございますからいわずに賠償関係はありませうけれども、今御指摘のような軍事郵便貯金とか軍人の給与等の問題が残っております。

こういう戦争中の課題が今なお五十年近くたつて残っていることは私も認識をしなければなりません。その考え方に立つてそれをなるべく早く解決をしていかなければいけないということでもあります。

ちょうど今、超党派で台湾の方へ議員の代表がこの問題に絞って行っているという私は思いますが、もう帰りましたか、そのことも含めて、政府としては、いろいろ事務的に今関係省庁で詰めていたところでございます。

○谷野政府委員 この問題はただいま官房長官から御答弁申し上げたとおりでございますが、債権者の方々の高齢化も著しく進んでおるわけでござ

いまして、私どももいたしましても、何らかの解決を早くしたいという気持ちには変わりないわけでございます。

ただ、検討を始めてみますと、なかなか法的な問題も含めて難しい問題が多々ございまして、早期にとりあえず日本側の考え方でもまとめたというところは変わりありませんけれども、そういう気持ちで引き続き関係省庁で協議を重ねておるところでございます。

確かに、昨年末までに何らかの日本側としての結論だけは得たいということをお自身が御答弁した経緯がございます。そういうことで、私自身の力不足ということも反省しておるわけでございまして、私もたまたま官房長官が御答弁いたしましたように、超党派の議員の先生方にも御関心を持っていただいております。週末にお帰りでございまして、先生方の台湾でのやりとりも十分拝聴した上で、引き続き真剣に検討していきたいと思っております。

○松本(善)委員 官房長官、ちゃんと事前に何を私が聞くかというところは伝わっているはずなんです。あなたは何も答えなかった、長いこと答えたのですけれども。

自民党時代には年内にちゃんと結論を出したいということを言ったわけですよ。ところが予算には何にもないから、一体どういふことなんだ、これじゃ自民党時代より後退じゃないかと。あなたはその点について、閣内では何の議論もない、今の状況だと。力不足というお話だけれども、どうも内閣の中で何も話をしてないみたいですね。私はそういう態度ではやはり悪いと思いますよ。

きちとすぐやりますか。それだけ聞いておきます。官房長官ですよ。事務方の問題じゃないですよ。

○武村国務大臣 私自身も、事務当局である厚生省も呼びまして、この問題についての一定の指示をいたしているところでございます。

でございますと、おかれていふことは率直に認めざるを得ません。それは怠慢というよりも、事の性格上、随分複雑な問題でございまして、もちろん台湾の方々の御期待と、我々事務当局がいろいろ知恵を出しながら精査をいたしております。ような数字と大きなギャップがあるということも事実でございまして、そういう中で今、議員連盟の方々にもこうして御苦勞をいただいているところでございまして、そういった推移を見ながら、どんな年をとっていかれますから、できるだけ早く私どもはこの問題に具体的な結論を出したいというふうに思っております。

○松本(善)委員 複雑だったからと言ふなら、具体的に、もうちょっと閣内での議論があったかということが答弁で出てきてしかるべきなんです。私は、今の答弁を聞いて、何もやってないなというのを思いました。予算委員会が始まるかわかりませんが、予算委員会が始まったときにはやはりきちとした答弁が内閣でできるようにしてきていただきたいと思えます。

それから、従軍慰安婦の問題では、これは山花大臣が去年の九月に訪朝して、誠意のある補償措置をとるといふ発言をしている。細川首相は、その山花発言は政府見解の枠内という認識を示しました。

そこで聞くのですが、従軍慰安婦の補償あるいは何らかの措置については、一昨年十一月、我が党の吉川春子議員が提出いたしました質問主意書に對しまして、政府は、「各方面の意見も聴きながら誠意をもって検討中である。」ということをお答弁をしております。現段階における政府の検討内容、いつごろまでに結論を出そうとしているのかということについて伺いたいと思えます。

○竹内説明員 いわゆる従軍慰安婦の問題につきましては、御承知のとおり、昨年八月の官房長官談話というのがございまして、それに従いまして政府におきましては、いわゆる数多くの苦痛を経験され、また心身にわたりやしがたい傷を負わ

れたすべての方々に対して、どのようにしておわびと反省の気持ちをあらわすかについて、鋭意検討してきているところでございます。

これは、できるだけ早期に結論を出したいと考えて、鋭意作業をしておりますけれども、現在具体的にいつごろまでというめどを申し上げることは困難でございます。ただ、いつまでも遅くということではございませんので、できるだけ早く検討結果を出したいということでございます。

○松本(善)委員 日朝間の補償問題では、国と国との間では解決済みというのが政府の態度であります。それは外交保護権を相互に放棄をしたもので、個人の請求権そのものを国内法上の意味で消滅させたものではない、こういうふうに出ておられます。

今、南朝鮮からの戦後処理関係の訴訟は二十件ほどあるそうですが、問題は、この元従軍慰安婦の皆さんを初めこの要求にたえる国内法があるかどうかという問題に帰一すると思うのです。新聞報道によりますと、外務省の条約局の見解ということで明記をして、門前払いを求めない、しかし対応する国内法はない、こういうふうに出ておられます。

裁判で判断するのは当然ですけれども、これに対応する法律がないというのも実情なのです。これは、個人の請求権を消滅させたものではないと言いますが、それに対応する国内法がないというところは、実際上、個人の請求権を消滅させたのと同じことになるのではないかとおもうのです。その辺は政府としてはどのようにお考えになっているか、明らかにしていただきたいと思っております。

○竹内説明員 少し一般論になるかもしれませんが、もう先生御案内のとおりでございます。日韓間の財産請求権問題につきましては、一九六五年のいわゆる請求権・経済協力協定におきまして、完全かつ最終的に解決されておるところでございます。これにおきまして、先生御理解のとおり、日韓両国民の財産請求権問題に関しましては、

両国が国家として有している外交保護権を相互に放棄したものでございます。協定上の取り扱いをいたしまして、日韓協定の規定そのものによって個人の財産ないし請求権を国内法的な意味でもって直接消滅させたということではないという点は、従来から申し上げているところでございます。

それが、これらの問題は、おっしゃられましたとおり、国内法の問題として処理されるということになったわけでございますが、国内法におきましての取り扱い、国内法があるかないか、実体上の権利として認められるか認められないかということも含めまして、我が国の国内法における処理について、個人の本国、この場合は韓国でございますけれども、いわゆる外交保護権を行使し得ないというのが条約上の仕組みということになっておるわけでございます。

それで、個人のこの点に対します請求権については、先ほどお述べになりましたとおり、個人としての請求を例えば裁判所に提起するという権利まで奪われているということではございません。ただし、裁判所が判断する場合に国内法を基準として判断する、こういうことでございます。

○松本(善)委員 官房長官、ほかの人が答弁すると思っていなくて大丈夫な問題なのですから、そう思っているだけでいいよ、最後にお聞きしますから。やはり国内法を整備するとか特別立法をしないと、この問題はいつまでたってもアジアの諸国民から日本は責め立てられる立場に立つと私は思います。

それで、今問題になっている恩給についてもそうです。恩給の国籍条項問題。恩給は、軍人軍属、文官など国との身分関係があつて、日本国籍を有する者でなければならぬということになっているわけですね。そのために、戦前徴兵制がしかれた台湾、南朝鮮で軍人などに徴兵された元日本兵の人たちは、平和条約の締結によって日本から分離したために恩給制度の対象外になっている。これ

は一九七九年に日本でも批准をいたしました市民規約にも反していると思ひます。

市民規約の二十六条は「すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。」こういうふうになっている。そういう点でいいますと、この恩給法の国籍による差別、それが恩給法によってやられているということになるのではないかと。我が国も批准をしたこの市民規約との関係でどのように考えているのか、お伺いしたいと思ひます。

○國方説明員 お答えいたします。

先生御指摘のございました国際人権規約B規約の第二十六条の規定につきまして、私も同様にしましては、この規定は不合理な差異を設けることを禁ずるものでございまして、内外人の取り扱いにつきまして、合理的な差異を設けることまで排除しているわけではない、かように考えている次第でございます。

先生御指摘のございました恩給法につきまして、この法律を所管する総務庁から御答弁いただくことが適当かと考えるわけでございますが、この法律にございまして国籍条項が不合理な差異を設けるものでないのであれば、B規約第二十六条の規定に抵触することにはならない、かように考えております。

○松本(善)委員 そういう解釈をするということでありまして、実態から見ますと、日本は非常におくれているのです。例えばフランスです、七百四十三人のセネガル人のフランス陸軍を退役した軍人が、フランス国籍を有する退役軍人と比べて恩給の処遇が不利になっているという申し立てに対して、この規約人権委員会が、市民規約二十六条で禁止をしている差別を構成しているというふうな判断をしたことがあります。

それから、日本の戦後補償は欧米各国と比べて非常におくれています。欧米各国は、かつて自国の軍隊において勤務中負傷し、もしくは疾病にかかった外国人の遺族に対してどういう措置をとっているかという日本の外務省の調査によりま

すと、これは米、英、仏、伊、独の植民地出身者に対する戦後補償について外務省が調査をしたものでありますが、それによりますと、米、英、仏、イタリア及びドイツ連邦共和国は、これは西独ですが、外国人元兵士に対し年金または一時金を支給していると報告しています。

ドイツと比べて極めて日本はおくれています。ドイツが何らかの補償条約を結んでいる国はイスラエル、デンマーク、ルクセンブルク、ノルウェーを初めとする十三国、それに国連高等弁務官。実際に補償している国はもっとたくさんございます。日本が本当に国際的に信頼できるような国になるためには、やはりこの戦後補償の問題について確固として国内法できちっとする、そして日本というのはそういう国なんだということが国際的にも認められるような、そういう信頼を確立するというのが大変大事だということに私は思っております。

この当委員会は、理事会でもいろいろ相談しましたが、この戦後補償の問題についてやっていくということ、いろいろ質疑の中でやっていくということになったわけでありまして、官房長官、内閣でこの戦後補償の問題についてはずっと懸案になっている。今お話ししましたように、宮澤内閣当時言われたことよりも後退しているんですよ。これについてやはり早く内閣できちっとした方針を立てて、いつまでもずるずるするのはなくて、国内法を提案するなら提案する、その方向をちゃんと出すべきだと思ひますけれども、官房長官の見解を伺いたいと思ひます。

○武村国務大臣 宮澤内閣よりも後退しているつもりはありません。(松本(善)委員「だって予算がないんだもの」と呼ぶ)いやいや、だから結論の時期がややくれているということですから、内容は結果を見て御判断をいただきたいと思ひますが、いずれにしても、今個人補償に対する国内法云々というお話がございました。これは御意見として承りました。

私ども、河野官房長官のときの談話を基本にし

まして、従軍慰安婦の問題についてはこれもずっと詰めてきておりましたが、幾つかの案もできつつあるわけでございますが、最終どういう決断をするか、その時間を置かないでこれも近々に結論を出したいと思っております。

いずれにしても、基本的な国としての戦後補償は終わっているという前提でございます。しかし、従軍慰安婦のようなこういう特別な問題について、日本ないし日本国民の反省あるいはおわびの気持ちなどをあらわしていくかということでありまして、これはもう単純に金額の多寡とかそういう形だけで済む話じゃないだけに、知恵をいろいろ工夫しながら絞っているところでございます。もうその時間をかけないつもりでございますから、もうしばらくお許しをいただきたいと思っております。

○松本(善)委員 余りよくわかっていないようですが、さつき谷野さんが答えましたように、力不足で年内に結論を出せなかったと言ったじゃないですか。年内に結論を出しては予算に出ているんです。そういうことになっていないでしよう。だから、官澤内閣よりも後退だと言っているんです。人気があるからといって甘えてこんなことをやっていたら、それはもう大変なしっぺ返しを受けますよ。きちっとやりやるべきことはちゃんとやらなければならぬ、それだけ言っておきましょう。

それから最後に、元従軍看護婦についての処遇ですが、従軍看護婦の皆さんには慰労金が支給されておりましたが、兵隊と同じように召集されておられますが、受けている金額は恩給の約三分の一なんです。年額にいたしますと、兵の恩給が百万円前後となりますけれども、従軍看護婦の場合には二十万から三十万なんです。余りも格差がありますので増額をしてほしいという要望がそれぞれ国会議員にも行っていると思いますが、この点についてはどういうふうに考えているか、お考えを伺いたいと思います。

○石和田政府委員 今御指摘のございました従軍

看護婦の方々に對する慰勞給付金でございますが、御案内のとおり昭和五十三年の六党合意でこの給付が開始されたわけでございますが、その後、物価の動向等を勘案いたしまして、実質的な価値に目減りがあるのではないかとというような観点から、過去三回、昭和六十年度と平成元年度、平成四年度と増額の措置を講じてきた次第でございます。今後、従来のこの三度の改定の経緯あるいは今後の物価の動向等を考えながら、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○松本(善)委員 終わります。

○左藤委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○左藤委員長 これより討論に入るものであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

内閣提出、恩給法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○左藤委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○左藤委員長 ただいま議決いたしました本案に對し、虎島和夫君外七名から、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。虎島和夫君。○虎島委員 ただいま議題となりました自由民主党・自由国民会議、日本社会党・護憲民主連合、新生民主党・改革連合、さきがけ日本新党、公明党、民社党・新党クラブ、日本共産党及び改革の会の各派共同提案に係る附帯決議案につきまして、提案者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

恩給法等の一部を改正する法律案に對する附帯決議(案)

政府は、次の事項について速やかに善処すべきである。

一 恩給年額の改定については、国家補償としての恩給の性格、恩給受給者の高齢化等に配慮し、今後とも現職公務員の給与水準との均衡を維持するよう努めること。

一 恩給の改定実施時期については、現職公務員の給与との遅れをなくすよう特段の配慮をすること。

一 恩給の最低保障額については、引き続きその引上げ等を図るとともに扶助料については、さらに給与水準の実質的向上を図ること。

一 恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限を撤廃すること。

一 外国特殊法人及び外国特殊機関の未指定分の件について、速やかに再検討を加え適切な措置を講ずること。

一 戦地勤務に服した旧日赤看護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦に対する慰勞給付金の増額について適切な措置をとること。

一 恩給欠格者等の処遇について検討の上、適切な措置を講ずるよう努めること。

以上であります。本案の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかになっていることと存じますので、説明は省略させていただきます。

よろしく御賛同くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○左藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○左藤委員長 起立総員。よって、本案に對し附帯決議を付することに決しました。

この際、総務庁長官から発言を求められておりますので、これを許します。石田総務庁長官。

○石田國務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、今後慎重に検討してまいりたいと存じます。

○左藤委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○左藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は付録に掲載〕

○左藤委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十九分散会

恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律

〔恩給法の一部改正〕

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の第一を次のように改正する。

第六十五条第二項及び第七十五条第二項中「一万二千円」を「二万四千円」に改める。

別表第二号表中「五、三五六、〇〇〇円」を「五、四五四、〇〇〇円」に、「四、四六三、〇〇〇円」を「四、五四五、〇〇〇円」に、「三、六七六、〇〇〇円」を「三、七四三、〇〇〇円」に、「二、九〇八、〇〇〇円」を「二、九六一、〇〇〇円」に、「一、三五四、〇〇〇円」を「一、三九七、〇〇〇円」に、「一、九〇二、〇〇〇円」を「一、九三七、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「五、六九八、〇〇〇円」を「五、八〇二、〇〇〇円」に、「四、七二六、〇〇〇円」を「四、八二二、〇〇〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、八二二、〇〇〇円」に、「四、〇五五、〇〇〇円」を「四、二二九、〇〇〇円」に、「三、三三三、〇〇〇円」を「三、三九二、〇〇〇円」に、「二、六七二、〇〇〇円」を「二、七二〇、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表中「五、〇二九、五〇〇円」を「五、一二一、五〇〇円」に、「四、六四六、一

第三條 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に
関する法律（昭和三十一年法律第七十七号）
の一部を次のように改正する。

第三條第二項ただし書中「百三十二万円」を
「百三十四万四千円」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)
第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四
十一年法律第二百一十一号)の一部を次のように
改正する。

附則第八條第一項中「平成五年四月分」を「平
成六年四月分」に改め、同項の表中「一、〇六
〇、〇〇〇円」を「一、〇七九、四〇〇円」に
「七九五、〇〇〇円」を「八〇九、六〇〇円」に
「六三六、〇〇〇円」を「六四七、六〇〇円」に
「五三〇、〇〇〇円」を「五三九、七〇〇円」に
「一、〇五四、八〇〇円」を「一、〇七四、一
〇〇円」に「七九一、一〇〇円」を「八〇五、
六〇〇円」に「六三三、九〇〇円」を「六四四、
五〇〇円」に「五二七、四〇〇円」を「五三七、
一〇〇円」に「七四一、二〇〇円」を「七五四、
八〇〇円」に「五五五、九〇〇円」を「五六六、
一〇〇円」に「四四四、七〇〇円」を「四五二、
九〇〇円」に「三七〇、六〇〇円」を「三七七、
四〇〇円」に「七三七、六〇〇円」を「七五一、
一〇〇円」に「五五三、二〇〇円」を「五六三、
三〇〇円」に「四四二、六〇〇円」を「四五〇、
七〇〇円」に「三六八、八〇〇円」を「三七五、
六〇〇円」に改め、同条第四項中「平成五年三
月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改
める。

第五条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四
十六年法律第八十一号)の一部を次のように改
正する。

附則第十三條第二項の表中「四、〇八三、一
〇〇円」を「四、一五七、八〇〇円」に「三、
四〇五、六〇〇円」を「三、四六七、九〇〇円」
に「二、八一四、六〇〇円」を「二、八六六、
一〇〇円」に「二、三三三、〇〇〇円」を「二、
二七一、八〇〇円」に「一、八一四、四〇〇円」
を「一、八四七、六〇〇円」に「一、四七〇、
二〇〇円」を「一、四九七、一〇〇円」に「一、
三三六、五〇〇円」を「一、三六一、〇〇〇円」
に「一、二二六、五〇〇円」を「一、二三八、
八〇〇円」に「九七八、〇〇〇円」を「九九五、

九〇〇円」に「七九〇、三〇〇円」を「八〇四、
八〇〇円」に「六九五、二〇〇円」を「七〇七、
九〇〇円」に改め、同条第三項中「一万二千元」
を「一万四千元」に改める。

第六条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五
十一年法律第五十一号)の一部を次のように改
正する。

附則第十四條第一項第一号中「二十四万八千
二百円」を「二十六万八千八百円」に改め、同項
第二号及び第三号中「十四万八千八百円」を「十
四万九千六百円」に改め、同条第二項中「十二
万九千九百円」を「十三万九千九百円」に改める。
附則第十五條第二項中「三十七万六千円」を
「三十七万七千四百円」に「二十七万八千円」を
「二十八万三千三百円」に改め、同条第四項中
「七万五千二百五十円」を「八万三千五百五十円」
に改める。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成六年四月一日から施行
する。

(文官等に給する普通恩給等の年額の改定)
第二条 公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭
和二十八年法律第五十五号)以下「法律第五
十五号」という。)附則第十條第一項に規定
する旧軍人(附則第十二條において「旧軍人」
という。)を除く。若しくは公務員に準ずる者
(同項に規定する旧軍人(附則第十二條にお
いて「旧軍人」という。)を除く。)に給する
普通恩給又はこれらの者の遺族に給する扶助料
については、平成六年四月分以降、これらの年
額を、これらの年額の計算の基礎となつてい
る俸給年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定俸
給年額(退職又は死亡当時の俸給年額とみな
し、改正後の恩給法(改正後の法律第五十五
号附則その他恩給に関する法令を含む。附則第
十二條において同じ。))の規定によつて算出して
得た年額(五十円未満の端数があるときはこれ
を切り捨て、五十円以上百円未満の端数がある

ときはこれを百円に切り上げる。)に改定する。
(傷病恩給に関する経過措置)
第三条 増加恩給(第七項の増加恩給を除く。)
については、平成六年四月分以降、その年額(恩
給法第六十五條第二項から第六項までの規定に
よる加給の年額を除く。)を、改正後の同条第
一項に規定する年額に改定する。

第四条 平成六年三月三十一日以前に給与事由の
生じた傷病賜金の金額については、なお従前の
例による。

第五条 第七項の増加恩給については、平成六
年四月分以降、その年額(法律第五十五号附
則第二十二條第三項ただし書において準用する
恩給法第六十五條第二項から第五項までの規定
による加給の年額を除く。)を、改正後の法律
第五十五号附則第二十二條第一項に規定する
年額に改定する。

第六条 傷病年金については、平成六年四月分以
降、その年額(妻に係る加給の年額を除く。)を、
改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一
項に規定する年額に改定する。

第七条 特例傷病恩給については、平成六年四月
分以降、その年額(恩給法等の一部を改正する
法律(昭和四十六年法律第八十一号)次条にお
いて「法律第八十一号」という。)附則第十三
條第三項及び第四項の規定による加給の年額を
除く。)を、改正後の同条第一項に規定する年
額に改定する。

第八条 扶養家族が三人以上ある場合における扶
養家族に係る年額の加給をされた増加恩給又は
特例傷病恩給については、平成六年四月分以降、
その加給の年額を、それぞれ改正後の恩給法第
六十五條第二項(改正後の法律第五十五号附
則第二十二條第三項ただし書において準用する
場合を含む。)又は改正後の法律第八十一号附
則第十三條第三項の規定によつて算出して得た
年額に改定する。

(扶助料等に関する経過措置)
第九条 扶養遺族が三人以上ある場合における扶

養遺族に係る年額の加給をされた扶助料につい
ては、平成六年四月分以降、その加給の年額を、
改正後の恩給法第七十五條第二項の規定によつ
て算出して得た年額に改定する。

第十条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五
十一年法律第五十一号)以下「法律第五十一号」
という。)附則第十四條第一項又は第二項の規
定による年額の加算をされた扶助料については、
平成六年四月分以降、その加算の年額を、
それぞれ改正後のこれらの規定に規定する年額
に改定する。

2 平成六年四月分から同年九月分までの扶助料
の年額に係る加算に関する改正後の法律第五十
一号附則第十四條第一項又は第二項の規定の適
用については、同条第一項中「二十六万八千八
百円」とあるのは「二十五万三千三百円」と、「十
四万九千六百円」とあるのは「十四万三千六百
円」とし、同条第二項中「十二万九千九百円」
とあるのは「十二万三千九百円」とする。

第十一条 傷病者遺族特別年金については、平成
六年四月分以降、その年額を、改正後の法律第
五十一号附則第十五條の規定によつて算出して
得た年額に改定する。

2 平成六年四月分から同年九月分までの傷病者
遺族特別年金の年額に係る加算に関する改正後
の法律第五十一号附則第十五條第四項の規定の
適用については、同項中「八万三千五百五十円」
とあるのは、「七万七千五百五十円」とする。

(旧軍人等に給する普通恩給等の年額の改定)
第十二條 旧軍人若しくは旧軍人に給する普通
恩給又はこれらの者の遺族に給する扶助料につ
いては、平成六年四月分以降、これらの年額を、
改正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定
俸給年額(法律第五十五号附則第十三條第二
項に規定する普通恩給又は扶助料については当
該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法
律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金
額、法律第五十五号附則第十三條第三項に規
定する普通恩給又は扶助料については当該仮定

俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第六の二の下欄に掲げる金額、法律第百五十五号附則第十三条第四項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第七（七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあっては、改正後の法律第百五十五号附則別表第八）の下欄に掲げる金額（退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額（五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）に改定する。）

（職権改定）

第十三条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

（多額所得による恩給停止についての経過措置）
第十四条 平成六年四月分から同年六月分までの普通恩給に関する恩給法第五十八条ノ四の規定の適用については、附則第二条又は第十二条の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる普通恩給の年額をもつて恩給年額とする。

附則別表（附則第二条関係）

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
一、〇七三、三〇〇円	一、〇九二、九〇〇円
一、一二〇、八〇〇円	一、一四一、三〇〇円
一、一六九、八〇〇円	一、一九一、二〇〇円
一、二一八、三〇〇円	一、二四〇、六〇〇円
一、二六七、六〇〇円	一、二九〇、八〇〇円
一、二九八、四〇〇円	一、三三二、二〇〇円
一、三三九、三〇〇円	一、三三三、六〇〇円
一、三六四、一〇〇円	一、三八九、一〇〇円

平成六年四月一日印刷

一、四一三、八〇〇円	一、四三九、七〇〇円
一、四五六、八〇〇円	一、四八三、五〇〇円
一、四九六、七〇〇円	一、五二四、一〇〇円
一、五四五、二〇〇円	一、五七三、五〇〇円
一、五九三、八〇〇円	一、六二三、〇〇〇円
一、六四七、〇〇〇円	一、六七七、一〇〇円
一、七〇〇、七〇〇円	一、七三一、八〇〇円
一、七六七、六〇〇円	一、七九九、九〇〇円
一、八〇九、八〇〇円	一、八四二、九〇〇円
一、八六四、二〇〇円	一、八九八、三〇〇円
一、九一七、二〇〇円	一、九五二、三〇〇円
二、〇二二、三〇〇円	二、〇五九、三〇〇円
二、〇五〇、六〇〇円	二、〇八八、一〇〇円
二、一三一、六〇〇円	二、一七〇、六〇〇円
二、二三九、二〇〇円	二、二八〇、二〇〇円
二、三五八、二〇〇円	二、四〇一、四〇〇円
二、四一九、一〇〇円	二、四六三、四〇〇円
二、四七七、一〇〇円	二、五二二、四〇〇円
二、五五九、六〇〇円	二、六〇六、四〇〇円
二、六〇八、五〇〇円	二、六五六、二〇〇円
二、七四九、六〇〇円	二、七九九、九〇〇円
二、八一九、五〇〇円	二、八七一、一〇〇円
二、八九二、七〇〇円	二、九四五、六〇〇円
三、〇三三、四〇〇円	三、〇八八、九〇〇円
三、一七五、三〇〇円	三、二三三、四〇〇円
三、二二二、三〇〇円	三、二七一、一〇〇円
三、三三九、六〇〇円	三、三九〇、五〇〇円
三、四九六、〇〇〇円	三、五六〇、〇〇〇円
三、六六〇、八〇〇円	三、七二七、八〇〇円

平成六年四月四日発行

三、七六二、六〇〇円	三、八三一、五〇〇円
三、八六一、九〇〇円	三、九三二、六〇〇円
四、〇六三、四〇〇円	四、一三七、八〇〇円
四、二六〇、六〇〇円	四、三三八、六〇〇円
四、二九九、三〇〇円	四、三七八、〇〇〇円
四、四五二、六〇〇円	四、五三四、一〇〇円
四、六四六、一〇〇円	四、七三一、一〇〇円
四、八三八、四〇〇円	四、九二六、九〇〇円
五、〇二九、五〇〇円	五、一一一、五〇〇円
五、一五〇、〇〇〇円	五、二四四、二〇〇円
五、二七八、五〇〇円	五、三七五、一〇〇円
五、五二六、一〇〇円	五、六二七、二〇〇円
五、七七六、四〇〇円	五、八八二、一〇〇円
五、九〇二、五〇〇円	六、〇一〇、五〇〇円
六、〇二二、一〇〇円	六、一三三、三〇〇円
六、二五九、七〇〇円	六、三三三、三〇〇円
六、三六五、六〇〇円	六、四八二、一〇〇円
六、四八二、七〇〇円	六、六〇一、三〇〇円
六、六八九、八〇〇円	六、八二二、二〇〇円
六、八九九、〇〇〇円	七、〇二五、三〇〇円
六、九三八、〇〇〇円	七、〇六五、〇〇〇円
六、九七五、〇〇〇円	七、一〇二、六〇〇円
七、〇二二、〇〇〇円	七、一四〇、三〇〇円
七、〇九八、六〇〇円	七、二二八、五〇〇円
七、二七三、九〇〇円	七、四〇七、〇〇〇円
七、四四九、一〇〇円	七、五八五、四〇〇円
七、五三三、七〇〇円	七、六七三、六〇〇円
七、六二四、五〇〇円	七、七六四、〇〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年

第百二十八回国会内閣委員会議録附録中正誤

ページ 段行 誤

五 一 三 現職員 現職者

理由

最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額、普通恩給及び扶助料の最低保障額等の引上げ等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

額が一、〇七三、三〇〇円未満の場合又は七、六二四、五〇〇円を超える場合においては、その年額に一、〇八一三を乗じて得た額（五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）を、仮定俸給年額とする。

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局